

地域共生社会を考える視点

2023年10月18日(水) 中西大輔

本日の配布資料はこちらからダウンロードできます

<https://x.gd/gtFbv>



中西って誰？ アセスメントシート



■氏名： 中西 大輔（なかにし だいすけ） 1961年3月生まれ

■居住歴： 滋賀県（甲賀市～近江八幡市）～京都府（京都市）

■学歴： 滋賀県立膳所高校（～慶應義塾大学“除籍”）

■職歴： ■滋賀県職員（1979年4月～2022年3月）

▶国体本部（国体開催）▶情報統計課（システム設計/統計分析）▶保健体育課（学校給食/スポーツ施設整備）▶産業政策推進室（企業誘致/産業立地）▶児童家庭課（子育て支援計画）▶水産課（鮎苗流通/外来魚対策）▶大津土木事務所（法定外公共物）▶土地対策室-地域振興課（地価調査/国土利用計画）▶草津保健所（介護保険/医療福祉推進計画）▶流域政策局（ダム水源地域振興）▶滋賀県土地開発公社（工業団地分譲）

■草津市職員（非常勤/2021年～）▶まちづくり協働課（ひとづくりコーディネーター）

<その他>（一財）健康・生きがい開発財団（厚生労働省老人保健健康増進等事業）

2014「地域包括ケア実現に向け現場が抱える課題とその対応策のあり方調査研究」委員

2015「高齢者の社会参加を通じた地域包括ケアシステムの在り方検討」委員

■主な社会活動等：

【全国】▶ワーカーズコープ・センター事業団(顧問/2022～)▶(一社)協同総合研究所(理事/2019～)▶一國多制度推進ネットワーク(共同代表/2010～)▶地域に飛び出す公務員ネットワーク(2008～)/地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(事務局/2011-2013)▶自治体職員有志の会(企画実行委員/2005-2013)▶(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク(2014～)▶自治体法務合同研究会(2007～)

【滋賀】▶滋賀地方自治研究センター(理事/2014～)▶しが生活支援者ネット(共同代表/2010～2023)▶(一社)やす地域共生社会推進協会(2019～)▶NPO街かどケアしがネット(2015～)▶チョウチョの会(滋賀自治体職員ネットワーク/実行委員/2004～)▶医療福祉の地域創造会議(2012～)

【京都】▶自治創出プラットフォーム京都もやいなおしの会(2010～)

■スポーツ▶ラグビー(高校～社会人：県大会優勝、関西社会人リーグ、県選抜チーム主将、国体出場等)▶剣道(中学:初段) 2

◎「地方創生」と「共生支援」

◆90年代後半

◆取組

鳥の目

「第三次ベビーブーム」の喪失

人口減少・地方消滅

地方創生

蟻の目

ニート、非正規、自殺

生活困窮 社会的孤立

共生支援

両者が統合する(しなければならない)のは地方行政の場

「地域共生社会」はこれらを統合し得る(両側面を持つ)概念

- ※他に(この当時では)
- ・小規模多機能自治
 - ・小さな拠点
 - ・地域循環共生圏
 - ・コンパクト+ネットワーク
 - …etc

↓
2018年には、各省庁の担当者&自治体職員の有志等で任意の勉強会(地域活性化センター主催)

資料：2017.5.20 チョウチヨの会(滋賀自治体職員ネットワーク)主催講演会「原点から地方創生を問い直す」
山崎 史郎 氏 (元・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官) 講演資料より
※現・内閣官房 全世代型社会保障構築本部 統括事務局長

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

（1）若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

- ・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

（2）「東京一極集中」の歯止め

- ・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

（3）地域の特性に即した地域課題の解決

- ・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
- ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
- ・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。



<https://x.gd/v3hkA>

甲賀市 まち・ひと・しごと創生総合戦略：基本理念

この地に暮らせば、日々の営みに「満足」や「幸福」を感じ取ることができる。誰もが健康でいきいきと、安心して、豊かに暮らしていて、もし誰かが不幸に苦しむことがあれば、温かい手が差し伸べられる。そういうまちだからこそ、人は離れず、まちの外から人々が集まる。若者がまちに留まって、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれる。

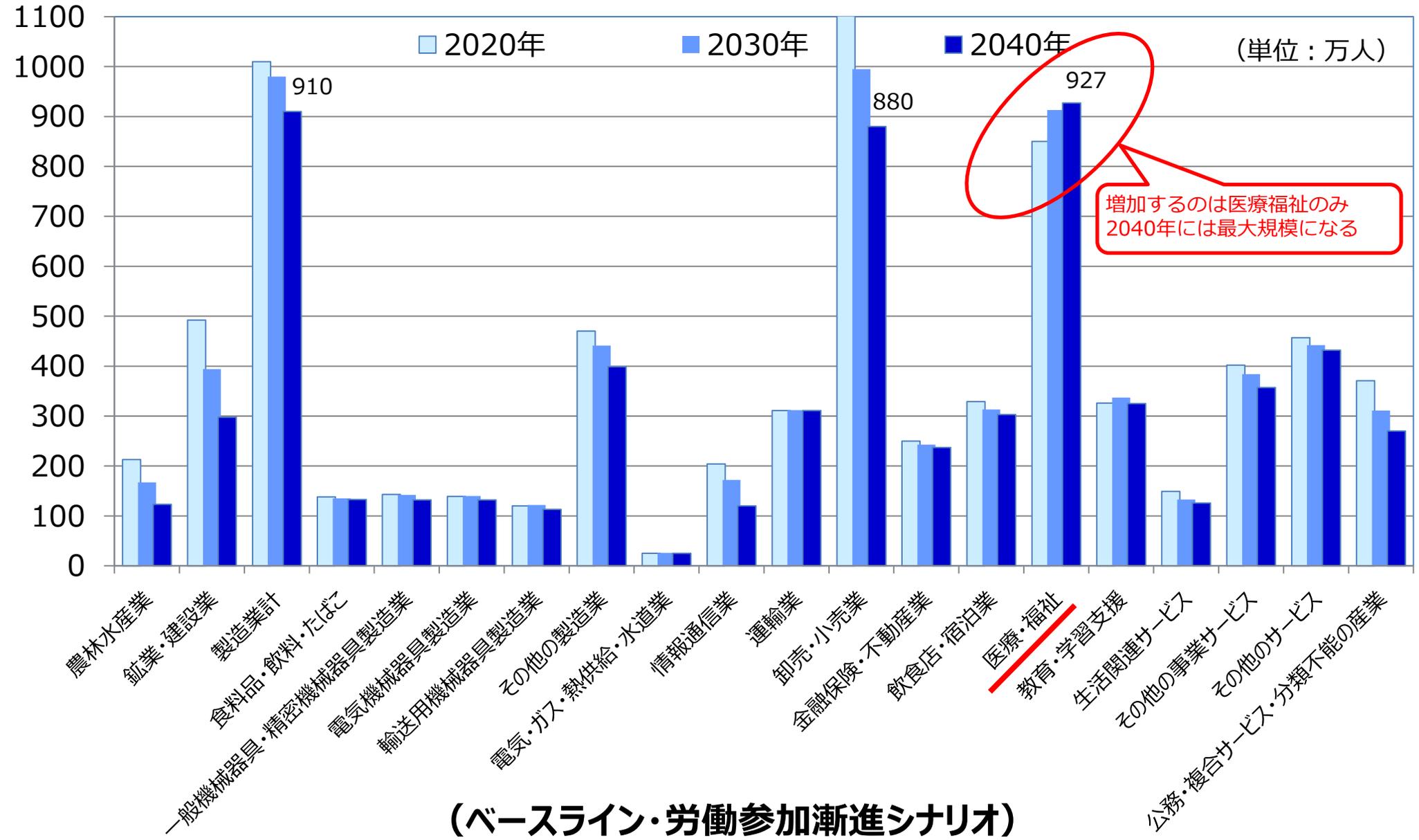
私たちは、誰もが日常の生活で幸せを感じることが出来るまち、市民幸福度が高いまちをつくっていくことが、最も優れた人口減少の対策であると考え、これを本戦略の基本理念とします。



<https://x.gd/Qt7Yv>

2019年3月 労働力需給の推計 (産業別就業者数)

2020年-2040年 (ベースライン・労働参加漸進シナリオ) 資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構



(ベースライン・労働参加漸進シナリオ)

各 制 度 の 変 遷 (続 き)

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設 		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) 		↓
2013		障害者総合支援法施行			↓
		<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加 		生活保護法改正	生活困窮者自立支援法制定
2014	医療介護総合確保推進法			<ul style="list-style-type: none"> ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
	<p style="text-align: center;">[介護保険法の改正]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等 		↓	↓	
2015	↓ 施行		↓ 施行	↓ 施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					
					2

誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 －新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－

2015.9.17 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」

<キーワード>

「全世代・全対象型地域包括支援」

- 分野・制度ごとではなく地域をフィールドとしたまちづくり
- 「制度の狭間」という福祉制度の最後の欠片を埋める営み
- 対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点
- 支え合いの醸成、**共生型地域社会の構築**
- **自ら行動する住民・関係者と、創造的に取り組む行政との協働**
- 行政は、制度の適正執行に加え、**地域の仕組みを創造する視点**
- 連携は、福祉分野内に止まらず、**福祉以外の分野に拡大**
- 「福祉」から発想するのではなく「地域」から発想する
- 地域のシステムとして具体化するためのコーディネーター
- 小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）

厚生労働省
地域共生社会ポータルサイト
「地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯」



<https://x.gd/Br6Bc>

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

「支え・支えられる関係」だけで地域共生社会をイメージしてませんか？

両方繋がってこそ「地域共生社会」

この視点からの取り組みは？

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....



<https://x.gd/Br6Bc>

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：
◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

ここが
ポイント

厚生労働省
地域共生社会ポータルサイト
「地域共生社会とは～重層的支援
体制整備事業について」



<https://x.gd/QLqmx>

福祉部門だけで完結して
いませんか？

地域づくりの土台の上に、参
加支援・相談支援は成り立
っています。

地域づくりからのアプロー
チは？

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



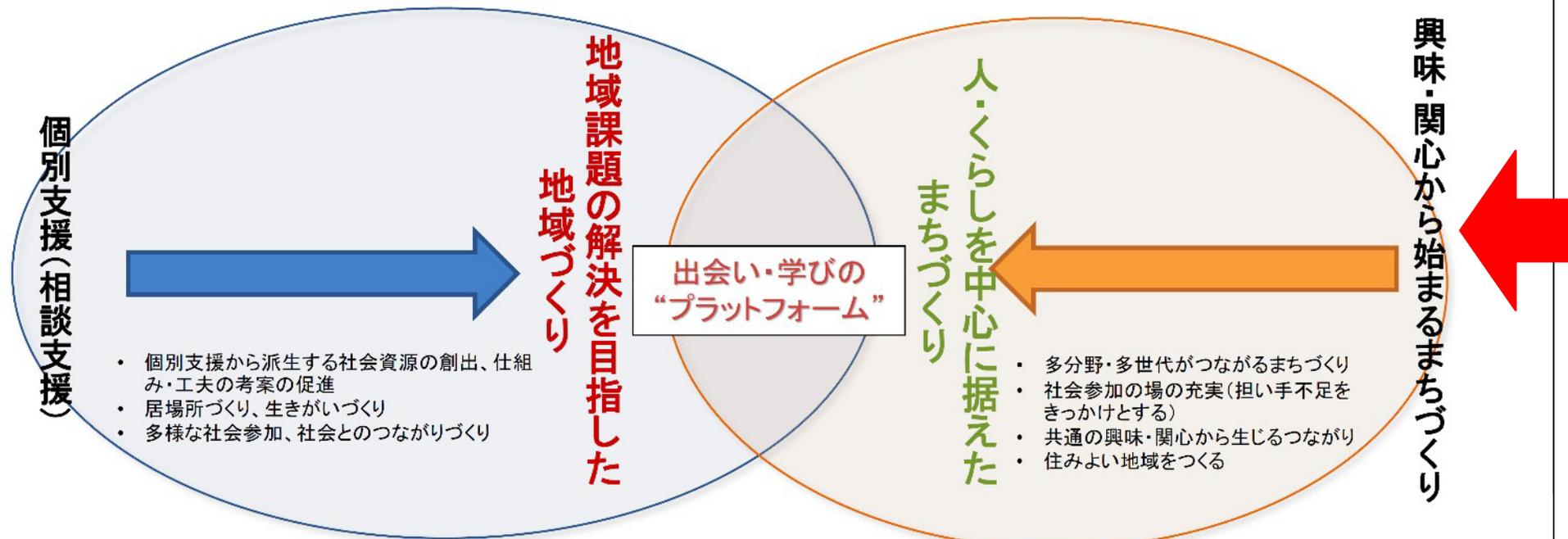
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



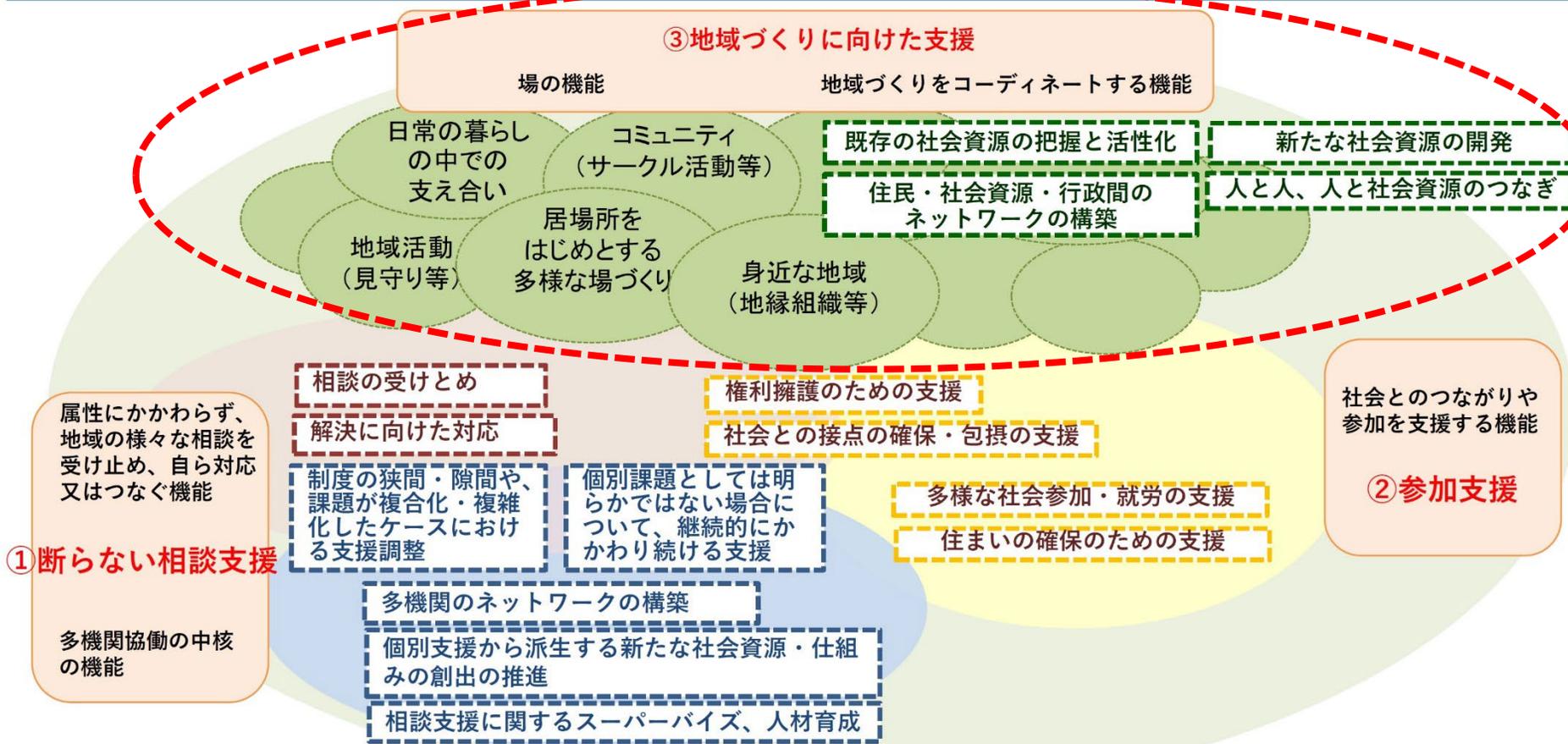
人と人がつながる場である市民活動の大半はこちらから始まります。ここへのアプローチはありますか？

新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



ここが地域共生社会を実現する一番大きな「入口」です。

滋賀県草津市の場合（まちづくり協働課の取り組み）

※まちづくり協働課は組織目標に地域共生社会を（も）掲げている

■くさつラウンドテーブル（2021年度から）※重層事業ではない

- ▶ 市民活動と市民活動、行政と市民活動が出会い、交流する場づくり（フラットな話し合い）
- ▶ 会場は市民総合交流センター「キラリエ草津」▶年6～7回、朝の部・昼の部・夜の部
- ▶ 市民活動団体は様々 → 音楽、福祉、子ども、環境、防災、スポーツ、国際交流、IT、ダンス等
- ▶ 行政は、高齢社会、子ども、スポーツなどのテーマについて話題提供も可能 ▶参加は任意、市職員、まちづくり協議会、自治会等からも自由に参加 ▶市民活動団体は「キラリエサポーター」登録して、年2回以上ラウンドテーブルに参加すると、センター 利用料を減免。▶運営は、草津市まちづくり協働課、草津コミュニティ事業団、市民世話人が協働（R5年度まではしがNPOセンターへ運営委託して4者で協働）

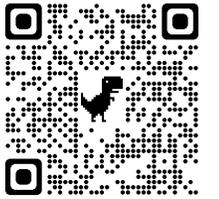
■キラリエまつり等

- ▶ キラリエ草津入居団体（コミュニティ事業団、社協、少年センター、商工会議所、男女共同参画センター、子どもひろば等）が協働開催。市民活動団体・ボランティア団体・商店等が出展し、交流。▶キラリエまつり、夏まつり、クリスマスイベント等を実施（団体同士の交流・協働）



市民活動から「市民事業」へ。持続可能な地域づくりを目指す。
→ 市民事業化の選択肢としての協同労働（労働者協同組合）

草津ラウンドテーブル例



<https://x.gd/FbJRS>

キラリエまつり紹介動画



<https://x.gd/C6JIH>

2022 年度

くさつラウンドテーブル

【朝の部】のテーマは「草津の子ども・若者について考えよう」です。社会の変化とともに子ども・若者をとりまく状況も変わってきています。草津市においても多くの市民活動団体が子ども・若者支援の活動を行っています。また地域や家庭でもさまざまな取り組みがされています。草津のまちでの子ども・若者の様子を情報交換し、わたしたちのできることを出し合ひましょう。直接子ども・若者に関わっていない団体の方や一般の方の参加も歓迎します。【朝の部】は2回連続で開催します。みなさんの活動をさらに前に進めていただくために連続参加をお勧めします。

【朝の部】

Step1

10月 3日(月) 9:30~12:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリ草津) 6F 大会議室

Step2

12月 19日(月) 9:30~12:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリ草津) 502・503

テーマ 「草津の子ども・若者について考えよう」

Step1 ~気になることや情報を出し合おう~

Step2 ~だれもが生き生きと心地よく過ごせる

場所やしくみを提案しよう~



ご自分の団体の活動に子どもや若者の力が加われば、と思われている方々、未来のまちを一緒に作る仲間としての子ども・若者の話もできればいいですね。

- * 対象：どなたでも参加できます
- * 定員：50名(定員になり次第締め切ります)
- * 申し込み：メールまたはFAXをお願いします。(申込は裏面へ)

主催 草津市まちづくり協働課 くさつラウンドテーブル世話人会
 実施事務局 認定特定非営利活動法人しがNPOセンター
 協力 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

ラウンドテーブル・・・

テーマに沿って、参加者がフラットな立場で、意見交換を行います。

【夜の部】

Step1

11月28日(月)
18:30~21:00

Step2

2月17日(金)
18:30~21:00

テーマ(両日とも)

(仮)「ICT・デジタルを身近な活動に生かす」

くさつラウンドテーブル 今後の開催について

- ・本年度後半は、同じテーマで2回連続の開催をします。みなさんの活動をさらに前に進めていただくために2回連続の参加をお勧めします。
- ・【朝の部】【夜の部】で開催します。参加しやすい時間帯をお選びください。
- ・1回のみ参加も受け付けています。

【朝の部】の開催

- Step1** 日時 10月3日(月)9:30~12:00 場所 6階大会議室
 内容 「草津の子ども・若者について考えよう」～気になることや情報を出し合おう～
- Step2** 日時 12月19日(月)9:30~12:00 場所 502・503会議室
 内容 「草津の子ども・若者について考えよう」
 ~だれもが生き生きと心地よく過ごせる場所やしくみを提案しよう~

【夜の部】の開催 (募集は後日別途行います)

- Step1** 日時 11月28日(月)18:30~21:00 場所 502・503会議室
- Step2** 日時 2月17日(金)18:30~21:00 場所 502・503会議室
 内容 「ICT・デジタルを身近な活動に生かす」(仮題)

パート1で情報や課題をだし合い、パート2で解決策を考えます。



くさつラウンドテーブル3つの Step

- Step1** 「状況や課題の共有」
 掲げたテーマに関わる状況や、みなさんの活動上での悩みを交流し合い、課題をみんなで共有します。
- Step2** 「課題解決のアイデア」
 共有された課題に対し、その分野に関心のあるさまざまな人が集まり、解決策を話し合います
- Step3** 「アイデアの実現と協働」(マッチングテーブル)
 Step2により出された提案が新たな事業展開につながるような場合は、関連主体のみで集まり実施への可能性を探ります。

くさつラウンドテーブル 朝の部

参加申込書

締め切りは9月28日(水)です

お名前	団体・所属 (あれば)	電話番号	※参加形態 いずれかに○をつけてください	
			() 10月3日・12月19日の2回とも参加する。	() 10月3日のみ参加する。 () 12月19日のみ参加する。

※12月19日開催分の申し込みについては、11月下旬に再度募集を行います。現時点で予定がわからない場合は、「10月3日のみ参加する」に○を付けてください。

※メールの方は、上の項目を直接メールの文面に書いてお申し込みください。

参加申込先 草津市まちづくり協働課 FAX 077-561-2482

メール machi@city.kusatsu.lg.jp

地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

他分野との連携



ホーム > 他分野との連携

各地域において地域共生社会の実現を目指した取組を進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の政策だけでなく、

地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

以下に、他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」等のリンク先の一部についてお知らせします。

社会保障全般

● 未来の社会の安心のために

少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます。

> [詳しくはこちらから](#)

● 労働者協同組合

「労働者協同組合」とは、組合員による出資・意見反映・労働が一体となった組織であり、多様な就労の機会の創出を促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する新しい法人です。

※労働者協同組合法（令和2年法律第78号。令和4年10月1日施行。）

> [詳しくはこちらから](#)



特設サイトはここからアクセス！



「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



ろうきょうマガジン 登録はこちらから！



労働者協同組合法を活用した多様な働き方、国や地方公共団体などで開催されるイベント情報、地域で活動する労協法人の情報、知っておきたい法令や専門知識などについて、毎月お届けします！

お電話でのご相談も可能です

労働者協同組合法 相談窓口

☎ 0120-237-297

令和4年度 労働者協同組合法周知フォーラム

令和4年厚生労働省協同組合法周知フォーラムについては、当省公式Youtubeにてご覧いただけます！

再生リスト「知りたい！労働者協同組合法」へ Let's GO！



フォーラム会場、事例紹介の様子



地域づくりの主要な要素と最近のキーワード

■ 主要な要素

▶ 居場所づくり ▶ 役割(仕事)づくり ▶ 仲間づくり

地域の中で、こうした場や機会をできるだけ多く創り出していく

■ 最近のキーワード

▶ ウェル・ビーイング ▶ ゆるふわ ▶ 価値創造思考

・・・etc

【ウェルビーイング】

「well-being」: 幸福(な状態); 健康(な状態). 【新英和中辞典】

(例えば)

- 現代的ソーシャルサービスの達成目標として、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。1946年の世界保健機関(WHO)憲章草案において、「健康」を定義する記述の中で「良好な状態(well-being)」として用いられた。【知恵蔵】
- 「一人ひとりの多様な幸せ(well being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」 【科学技術・イノベーション基本計画(2021.3.26閣議決定)】
- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、～中略～、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。【こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(2021.12.21閣議決定)】

【ウェルビーイング】

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/index.html>

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [経済財政政策](#) > Well-beingに関する取組

Well-beingに関する取組

[満足度・生活の質に関する調査](#)

「満足度・生活の質に関する調査」は、我が国の経済社会の構造を人々の満足度（Well-being）の観点から多面的に把握し、政策運営に活かしていくことを目的とするものです。満足度・生活の質を表す指標群（Well-beingダッシュボード）では、国民生活を様々な角度から、統計データを用いて一覧表示しています。

[新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査](#)

本調査では、感染症の影響下における人々の生活意識・行動の変化を調査し、テレワーク実施率を含む働き方の変化や家族と過ごす時間などの生活の変化、地方移住への関心や生活満足度などの意識の変化を明らかにしています。

[Well-beingに関する関係省庁の連携](#)

「Well-beingに関する関係省庁連絡会議」を設置し、Well-beingに関する取組の推進に向けて、情報共有・連携強化・優良事例の横展開をはかることとしています。関係府省庁におけるWell-being関連の基本計画等のK P I、取組・予算をとりまとめています。

【ゆるふわ】

(置賜広域行政事務組合「人と地域をつなぐ事業」より引用)

- ゆる：開かれていて多様性があること。違いを超えて共にあること。
- ふわ：まだ見えていない価値を模索すること。未来を志向すること。

「ゆるふわ」は、カチツとしていることの対義語ではなく、単にルーズだということでもありません。ゆるいということは、いろいろなものが許され、包摂できる寛容さがあるということです。ふわっとしているということは、あらかじめ見えていることを目標にするのではないからこそ、ふわっと見える。

でも、だからこそ、表面的に進めてしまうのではなく、まだ無いもの、言葉になってないものを探索的にみんなで考えていくことで、形にしていける可能性があります。ふわっとしていることは、より本質的な議論のために必要なことなのだと思います。

ゆるくてふわっとした時間があるから、本質的なことを確かめ、それに向き合う勇気も湧いてきます。これが、一番大事なことで、これからの社会に求められているのではないかと感じています。(坂倉杏介 東京都市大学 准教授)

【価値創造思考】

「課題解決から入らない」「価値創造思考」

こうなったらいいな・こんなことしてみたらどうなるかな・やってみたいなと思うことをやってみる。地域を編集し、想いを聴き、他の人や自分のことを知っていくことで人と人、人と地域の関係性を編みなおす。

どこに暮らす人にも想いがあり、それを知ることで心を開ける人とのつながりができ、誰かを思うようになったり忘れていた自分のやりかたったことや想いを思い出すようになったりすることが、豊かな暮らしや地域づくりにつながっていくという共通点がある。

役割を決め地域を組織化するような取組はどこか息苦しく、無理をしたり不公平感が生まれたりコミットできない人がいたりします。地域づくりに終わり(ゴール)はないので、先のことを考えるとしんどくなってしまうのではないかと思うのです。また人は役割に責任を感じきちんとやり遂げようという気持ちが案外強いもので、地域の重しになっているようないわゆるエライ役の方々もその責任感からそこから動けないのかもしれませんが。

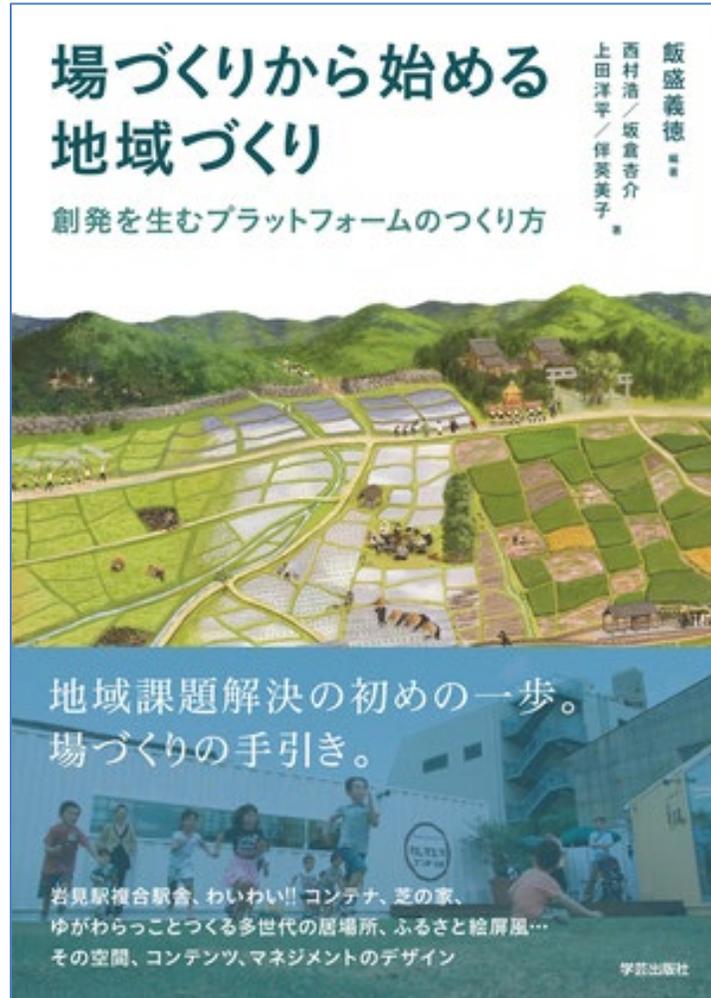
これからの地域づくりは、このまちで私たちがどのように生きていきたいかを考え、それとともに実践することを通じて実現していく活動。

そのためには、これまでの常識ややり方にとらわれることなく、いまここで起き始めている「未来」を感じとり、たとえ小さな一歩であっても、その未来の一部としての私たちが何を実現できるのか、アイディエーションとプロトタイピングを重ねること。つまり”ゆるふわ”ですね。

(前神有里 (一財)地域活性化センター 人材育成プロデューサー)

場づくりから始める地域づくり 創発を生むプラットフォームのつくり方

飯盛 義徳 編著 西村浩・坂倉杏介・伴英美子・上田洋平著



つながりを紡ぎだし、新たな活動を生み出している「場」をどのようにつくるか。街なかに新風を吹き込んだ「わいわい!!コンテナ」、多世代の交流を生み出した「芝の家」。「ゆがわらっことつくる多世代の居場所」や「ふるさと絵屏風」などの事例から、場づくりのポイントとなるさまざまなデザインを実践者が具体的に解説。

体裁 A5・216頁
定価 本体2500円+税
ISBN 978-4-7615-2779-2
発行日 2021-07-05

ご清聴ありがとうございました

本日の配布資料はこちらからダウンロードできます

<https://x.gd/gtFbv>

